

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 18 年 3 月 10 日～ 4 月 10 日(バラ2件、ダイズ1件、トウモロコシ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 18 年 3 月 10 日 (金) ～ 4 月 10 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	16通
整理した意見数(総数)	8件(17件)

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成18年3月10日～4月10日(バラ2件、ダイズ1件、トウモロコシ1件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	<p>移入された核酸が野生動植物等に伝達されるおそれについては、生物多様性影響評価書の第1、2(4)ホ「ウイルスの感染その他の経路を經由して移入された核酸が野生動植物等に伝達されるおそれのある場合は、当該伝達性の有無及び程度」の項目に記述することとしており、それに基づき案件毎に審査が行われます。今回の申請では、いずれの案件についても供与核酸に関する情報等からそのようなおそれはないため、当該事項について該当しないことが示されています。</p> <p>一般に、植物体に導入した遺伝子が、ウイルスを介して他の生物に移行する水平伝達の可能性は極めて低いと考えられています。このため、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価実施要領において、遺伝子組換え微生物に関する評価項目の一つとして「核酸を水平伝達する性質」を挙げていますが、植物については評価項目としていません。ただし、今後の科学的知見を充実させることを目的として、ウイルス由来の配列を含む核酸を導入している遺伝子組換え植物の承認を行う際には、申請者に対し導入遺伝子の水平伝達について、必要な情報の収集を求めています。</p>	1

2	〃	<p>生物多様性に影響が生じるおそれがないと判断された根拠が不明。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。</p> <p>今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。</p>	2
3	〃	<p>食品として人が摂取することとなるが、長期的視点からみた有害性の有無は保証されたものではない。遺伝子組換え食品の安全性に疑問。</p>	<p>カルタヘナ法は、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するために必要な措置を講ずることを定めた法律です。今回、カルタヘナ法に基づき承認申請があった4件の遺伝子組換え農作物について、使用の内容や方法を定めた第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生じるおそれはない判断されたことから、これら遺伝子組換え農作物の第一種使用規程を承認することについて、広く意見・情報の募集を行ったところです。</p> <p>食品として製造、輸入、販売等する場合には、別途、食品衛生法に基づく安全性の審査が必要となります。</p>	3

4	”	<p>組換え植物の栽培、流通が積極的に行われている国もある状況で、日本だけが使用を禁止するのは企業競争力の低下を招きかねない。野生種や人体に悪影響を与えないものは許可すべき。</p>	<p>第一種使用規程については、カルタヘナ法等に基づき聴取した学識経験者の意見、カルタヘナ法第3条に基づく基本的事項及びパブリックコメント手続により寄せられた意見・情報を勘案し、生物多様性影響が生ずるおそれがないと認められるときに承認することとしています。</p>	1
5	<p>フラボノイド生合成経路を改変したバラ（2件）について</p>	<p>食品ではない花などは、品種改良の一つとして認められてもよい。実際の価値は消費者が判断していくと考えられる。</p> <p>日本企業が世界に先駆けて開発した当該バラについては、野生生物への影響が生ずるおそれがないのなら速やかに認可すべきではないか。</p> <p>青いバラが速やかに商品化されることを期待している。</p>	<p>カルタヘナ法では、申請された第一種使用規程に従って遺伝子組換え生物等を使用した場合に、我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼす影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがあるか否かについて、学識経験者の意見を聴いて科学的知見に基づき審査を行い、影響が生ずるおそれがないと認められるときは、その使用を承認することとしています。</p> <p>当該バラ（2件）については、隔離ほ場において試験栽培を行い、我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれの有無等について情報を得ることを目的にカルタヘナ法に基づく承認申請が行われたものです。</p> <p>一般ほ場での栽培、切り花としての流通等を行うためには、当該使用の内容を規定した第一種使用規程の承認申請が必要であり、隔離ほ場における試験結果も踏まえて、あらためて野生動植物等への影響が生ずるおそれがないか評価される必要があります。</p>	7

6	〃	<p>バラは、花を食す場合もあり、本組換えバラを他のバラと混同して食べてしまう可能性があり、承認することは反対である。</p>	<p>当該バラ（2件）については、我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれについて評価するための情報等を得ることを目的に、隔離ほ場において試験栽培を行うことについてカルタヘナ法に基づく承認申請が行われたものであり、食品としての使用を目的としたものではありません。</p>	1
7	<p>除草剤グリホサート耐性ダイズ、チヨウ目害虫抵抗性トウモロコシについて</p>	<p>現在の知見では安全性に問題はないとしても予防原則に則った場合、将来に禍根を残す懸念がある。</p> <p>仮に承認する場合でも隔離の実効性を持たせる手段及び栽培作物の情報開示の実効的手段等とセットにして考慮されるべき。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく規制の枠組みでは、申請のあった遺伝子組換え生物等について、第一種使用規程に従って使用した場合の生物多様性影響が生ずるおそれについて評価しています。</p> <p>また、カルタヘナ法では、第一種使用規程承認後に、第一種使用規程に関し情報を収集する必要があるときは、承認取得者に対しその提供を求めることができるほか、承認時には予想することができなかった環境の変化又は科学的知見の充実等により生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合には、生物多様性影響を防止するために必要な限度において承認した第一種使用規程を変更し、又は廃止することとされています。さらに、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため必要があると認めるときは、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができることとなっています。</p> <p>第一種使用規程に定められた使用の内容、使用の方法（隔離ほ場の施設及び作業要領）に従った使用がなされているかについては、環境省及び農林水産省において現地において確認を行うこととしています。また、隔離ほ場試験を実施するに当たり周辺の自治体、住</p>	1

			民に試験栽培の計画を事前に周知するよう、申請者に要請している ところでは。	
8	〃	交雑等の可能性についてないとは言いきれない以上、環境への影響が懸念される。あえてリスクを冒す必要はない。	<p>ダイズについては、我が国にはダイズと交雑可能な近縁野生種としてツルマメの分布が知られていますが、一般にダイズとツルマメの交雑率は低く、除草剤耐性であることが自然環境下において優位になることはないことが示されており、移入された遺伝子が拡散していく可能性は極めて低いと考えられます。さらに、本申請では、試験栽培を行う隔離ほ場の周辺にツルマメが生育しているか、ツルマメの生育が認められた場合にはそれらのツルマメに交雑が生じていないかどうかについてモニタリングを行うこととしています。</p> <p>またトウモロコシについては交雑可能な近縁野生種の分布が知られていないことから、交雑によって導入遺伝子が拡散することはないと考えられます。</p> <p>また、競合における優位性や有害物質の産生性についても、それぞれ生物多様性影響が生ずるおそれはないとする申請者の結論は妥当であるとする学識経験者の意見も踏まえ、生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断しています。</p> <p>さらに、カルタヘナ法では、第一種使用規程承認後に、第一種使用規程に関し情報を収集する必要があるときは、承認取得者に対しその提供を求めることができるほか、承認時には予想することができなかった環境の変化又は科学的知見の充実等により生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合には、生物多様性影響を防止するために必要な限度において承認した第一種使用規程を変更</p>	1

			<p>し、又は廃止することとされています。また、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため必要があると認めるときは、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができることとなっています。</p>	
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--